

○養老町老朽危険空家除却事業補助金交付要綱

令和2年3月23日

告示第45号

(目的)

第1条 この要綱は、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを実現するため、老朽化等により倒壊等のおそれのある危険な空家を除却する者に対し、予算の範囲内で養老町老朽危険空家除却事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、養老町補助金交付規則（平成元年養老町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において老朽危険空家とは、居住その他の使用がされておらず、かつ今後も使用される見込のない住宅で、次の各号の要件を満たすものをいう。

- (1) 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項に規定する不良住宅で、町長が別表(老朽危険度判定表)に定める評定項目の評点の合計が100以上あり、建物の主たる構造が木造又は鉄骨造であるもの。若しくは空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第2項法律に規定する特定空家等(勧告を受けたものは除く。)で構造が木造又は鉄筋造であるもの
- (2) 倒壊すれば当該住宅が存する敷地と当該住宅が位置する沿道との境界線越え、通学や避難等に支障をきたすおそれがあるもの

(補助対象空家)

第3条 補助金交付の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に存する老朽危険空家であること
- (2) 建築物及びこれに附属する工作物等（以下「建築物等」という。）であって、同一敷地内にあるすべての建築物等を、概ね1年以上居住していない又は使用

していないもの

(3) 所有権以外の権利が存しないもの。ただし、所有権以外の権利の権利者が建築物の解体等に同意している場合も同様とする。

2 老朽危険空家と判断された建築物等以外の建築物等（以下「当該建築物」という。）が同一敷地内にある場合は、当該建築物も含めて補助対象空家とすることができる。

ただし、町長が当該建築物の解体撤去の必要がないと認めたときはこの限りでない。

（補助対象者）

第4条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助対象空家又は補助対象空家の存する土地の所有者で、登記事項証明書等で所有者として確認できること。ただし、補助対象空家又は補助対象空家の存する土地の登記簿等の共有者又は所有者死亡による相続人が複数いる場合は、その代表者とする。

(2) 養老町暴力団排除条例（平成24年養老町条例第2号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと。

(3) 町税等に滞納がないこと。

2 前項第1号に規定する補助対象空家の存する土地の所有者が、補助対象空家の解体撤去を実施する場合は、補助対象空家の所有者等の同意を得なければ補助対象者となれない。

（補助対象事業）

第5条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象空家の解体及び撤去等を行う事業で、補助対象者の依頼を受けて事業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた建設業者又は建設工

事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する岐阜県知事の登録を受けた解体工事業者が施工するもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。

- (1) 補助対象空家の解体撤去を補助金交付決定の前に着手したもの
- (2) この事業に基づく補助金以外の補助金交付を受けようとするもの
- (3) 補助対象空家の解体撤去が公共事業による補償対象となっているもの
(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象空家の解体撤去に係る工事費及び廃材等の運搬並びに処分に要する経費とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の額に、 $\frac{1}{3}$ を乗じて得た額（千円未満の端数を切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助対象空家に対して1回限りとする。

（補助金交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、養老町老朽危険空家除却事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図、配置図
- (2) 現況写真
- (3) 工事の見積書
- (4) 工事の工程表
- (5) 登記事項証明書（建物及び土地）又はその他所有者として確認できる書類
- (6) 補助対象者以外の共有者又は相続人全員の同意書（様式第2号、様式第3号）

- (7) 所有権以外の権利の権利者の同意書（様式第4号）
- (8) 解体撤去した跡地について、管理者を定め、雑草の繁茂や不法投棄の誘発を生じさせない旨の確約書（様式第5号）
- (9) その他町長が必要と認めるもの
（補助金交付決定等）

第9条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金交付の適否決定し、養老町老朽危険空家除却事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付決定後、速やかに事業に着手するとともに、当該年度内に対象事業を完了しなければならない。

（完了報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに養老町老朽危険空家除却事業補助金完了報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事の領収書の写し
- (2) 工事の状況写真
- (3) 解体に係る廃材等の処分の証明書
- (4) その他町長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、養老町老朽危険空家除却事業補助金額確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払い）

第12条 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに養老町老

朽危険空家除却事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（交付決定の取消等）

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は補助金の返還を求めることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正行為により補助金の交付を受けたとき。

- 2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消し、又は補助金を返還させる場合は、その旨を養老町老朽危険空家除却事業補助金取消等通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和4年3月31日告示第79号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日告示第34号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年6月30日告示第104号）抄

この要綱は、公布の日から施行する。